

# **平成 28 年度和歌山県計画に関する 事後評価**

**平成 29 年 9 月  
和歌山県**

### 3. 事業の実施状況

平成28年度和歌山県計画に規定した事業について、平成28年度終了時における事業の実施状況を記載。

|                  |   |                        |
|------------------|---|------------------------|
| 事業の区分            | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業  |                        |
| 事業名              | 【NO.1（医療分）】<br>病床機能の分化・連携のための施設設備整備等  | 【総事業費】<br>1,209,998 千円 |
| 事業の対象となる区域       |   |                        |
| 事業の実施主体          | 医療機関、和歌山県   |                        |
| 事業の期間            | 平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～平成31年3月31日   |                        |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>高度急性期から急性期、回復期、慢性期まで、医療機能の分化・連携を促進し、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受ける体制を構築する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：・回復期病床 1,171床（2014年）→3,315床確保（2025年）2,144床増<br/>・一般病床及び療養病床 12,540床（2014年）→9,506床（2025年）<br/>3,034床減</p> |                        |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>高度急性期から回復期、在宅医療に至るまで、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、各医療機関の病床機能報告データ等の各種データを集約し、病院等の関係者での情報共有を図るとともに、急性期から回復期への病床機能の転換等を行う医療機関への補助を通じ、病床機能の分化・連携を促進する。</p>  |                        |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>急性期から回復期、在宅医療に至るまで、患者の病状に応じた適切な医療を提供されるよう、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、病床機能の転換等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急性期病床から回復期病床に転換する病床数 300～350床程度</li> <li>病床の削減 30～40床程度</li> </ul>  |                        |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>各医療機関の病床機能報告データを始めとした各種データを集約、分析し、医療関係者で情報共有するシステムを整備した。</li> </ul>  |                        |

|            |  |
|------------|--|
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>観察できた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期から回復期への転換（H29年度中完了）30床（同時に27床廃止）</li> <li>・17床廃止のうえ通所リハビリテーション施設に転換</li> </ul> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>医療関係者が病床機能の分化・連携の具体的な取組を始めるための基礎となる、各構想区域内で医療機能に係るデータ共有が可能となる環境の整備が出来た。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>既存の医療関係システムとの一元管理を実現することで、多様なデータの整理を効率的に出来るようになった。</p> |
| その他        |  |

|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
| 事業の区分             | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.2 (医療分)】<br>地域拠点病院への歯科口腔外科設置支援  | 【総事業費】<br>40,000 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 那賀  |                     |
| 事業の実施主体           | 医療機関  |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～平成 30 年 3 月 31 日   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 地域の拠点病院に歯科口腔外科を設置し、専門的な歯科治療や口腔ケアを受けられる環境を整備することで、入院の長期化を防ぎ、在宅移行をスムーズに進め、地域医療構想に掲げる質の高い医療を提供できる地区を増加させる必要がある。      |                     |
|                   | アウトカム指標：・歯科口腔外科を実施する保健医療圏 5 医療圏 (H27) →6 医療圏 (H28)<br>・一般病床及び療養病床 12, 540 床 (2014 年) →9, 506 床 (2025 年) 3, 034 床減 |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 地域の拠点病院で新たに歯科口腔外科を設置する病院に対して、初期設備の整備の補助を行う。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・新たに歯科口腔外科を設置する地域拠点病院 1 ヲ所  |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | (H29 年度に期間延長を実施)  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：  |                     |
|                   | (1) 事業の有効性<br><br>(2) 事業の効率性  |                     |
| その他               |   |                     |

|                   |  |                      |
|-------------------|--|----------------------|
| 事業の区分             | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業   |                      |
| 事業名               | 【NO.3 (医療分)】<br>がん診療施設設備整備   | 【総事業費】<br>238,350 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                      |
| 事業の実施主体           | 医療機関   |                      |
| 事業の期間             | 平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～平成29年3月31日  |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>現在、本県において高い死亡率にある「がん」の医療を行う医療機関の設備の高度化を支援することで、地域医療構想に定める質の高い医療を提供する体制を構築し、がんの死亡率を低下させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標：・年齢調整死亡率(75歳未満) 82.2(H26) →73.9(H28)</p>   |                      |
| 事業の内容 (当初計画)      | がん診療及び治療を行う病院の設備整備について、補助を行う。  |                      |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・医療機器整備を行う病院数 10カ所   |                      |
| アウトプット指標 (達成値)    | ・医療機器整備を行う病院数 9カ所  |                      |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：年齢調整死亡率(75歳未満) 82.2(H26) →73.9(H28)<br/>観察できなかった<br/>※今後公表される統計により達成値を測る。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>がん(悪性新生物)による死亡率が全国で7位(平成26年人口動態統計による)であり、ここ数年も高率、高い順位で推移している本県において、予防施策等と合わせて行うがん治療を実施する医療施設の設備を支援し、がん対策ができたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>事業者が事業実施の際に一般競争入札等を行うことで効率的な事業実施ができた。</p> |                      |
| その他               |  |                      |

|                   |   |                |
|-------------------|---|----------------|
| 事業の区分             | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業  |                |
| 事業名               | 【NO.4 (医療分)】<br>がん診療施設施設整備  | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山   |                |
| 事業の実施主体           | 医療機関  |                |
| 事業の期間             | 平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～平成 29 年 3 月 31 日   |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>現在、本県において高い死亡率にある「がん」の医療を行う医療機関の設備の高度化を支援することで、地域医療構想に定める質の高い医療を提供する体制を構築し、がんの死亡率を低下させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標：・年齢調整死亡率(75 歳未満) 82.2(H26) →73.9(H28)</p> |                |
| 事業の内容 (当初計画)      | がん診療及び治療を行う病院の施設整備について、補助を行う。   |                |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・施設整備を行う病院数 1 ヶ所  |                |
| アウトプット指標 (達成値)    | (施設整備予定事業者が事業実施を辞退したため、未実施)   |                |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：年齢調整死亡率(75 歳未満) 82.2(H26) →73.9(H28)</p> <p>観察できなかった</p> <p>※今後公表される統計により達成値を測る。</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の効率性</p>           |                |
| その他               |   |                |

|                   |  |                    |
|-------------------|--|--------------------|
| 事業の区分             | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名               | 【NO.5 (医療分)】<br>早期退院・地域定着のための精神障害者支援体制整備   | 【総事業費】<br>9,861 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、伊都、海草、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各区域   |                    |
| 事業の実施主体           | 和歌山県   |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>○法律で義務づけられているのは、実質 1 年未満の患者への支援であるが、平均在院日数などを減らしていく上で必要なことは、それ以外の 1 年以上の長期入院患者に対して退院支援を行っていくことである。</p> <p>●西牟婁圏域の精神科救急医療システムがストップしているため、通院患者などの不安解消などを目的に、夜間休日の相談窓口を設置している。</p> <p>アウトカム指標：○平成 30 年度末までに、1 年以上長期入院患者の割合 70%以下に減少させる。(H27-72.5%)<br/>○平成 30 年度末までに、退院患者平均在院日数を減少させ、300 日に近づける。(H27-321.4 日)<br/>●少しでも多くの利用者の不安を解消できるよう、平成 28 年度の相談件数 800 件を目標にする。(H27-702 件)</p> |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | <p>○1 年以上の長期入院者を対象とした、相談支援事業所と医療機関、行政等の連携による退院支援。各圏域の相談支援事業所に「地域移行促進員」を配置し、入院中からのかかわりを開始。退院意欲の喚起や、周囲の退院支援意欲を促進するための支援体制整備や研修、地域啓発を促す活動。</p> <p>●休日夜間においても安心して相談できるように、通院患者に対し、登録制による電話相談を実施する。</p>   |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <p>○地域移行促進員設置の相談支援事業所数：9 事業所 (8 圏域)</p> <p>●電話相談体制整備数：1 ヶ所</p>   |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | <p>○8 圏域 9 事業所において、地域移行促進員を配置し、精神科病院に入院する 1 年以上の長期入院患者に対して、退院に向けた意欲喚起を行っている。また、各圏域毎に支援体制整備のための講演会を実施したり、パンフレットやチラシを作成するなど圏域に応じた事業の利用を行っている。</p> <p>●西牟婁圏域の事業所 1 ヶ所において、のべ 847 件の電話</p>   |                    |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>相談等に対応し、必要に応じ、緊急時の対応も実施するなど、利用者の不安解消を図ることができている。</p>  |
| <p>事業の有効性・効率性</p> | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標:○平成28年6月30日現在の1年以上長期入院患者の割合は68.8%であり、前年に比べて減少している(H27-72.5%)。</p> <p>○平成28年6月30日現在の退院患者平均在院日数は315.6日(精神科医療機関実地指導事前提出書類参照)であり、前年に比べて減少している(H27-321.4日)。</p> <p>●相談件数847件(H27-702件)あり、多くの利用者の不安を解消することができている。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>○長期入院者を対象とした退院意欲の喚起や周囲の退院支援意欲を促進するための支援体制整備など通じ、地域移行支援をすすめていくことにより、1年以上長期入院患者の割合を下げる事ができている。また、同時に平均在院日数も低下しており、今後も継続していくことで、更なる減少を見込むことが出来る。</p> <p>●相談件数を増やすということを目的にしているわけではなく、あくまで安心感を与えることが主にしている事業である。有効性としては、電話相談により、安心感が生じ、また自らの問題に対する整理が出来るようになり、病状悪化を防ぐことにつながっている。さらに、利用者によっては、安心感から電話相談件数が徐々に減ってくるなどの効果もみられている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>○各圏域において、自立支援協議会専門部会と連動しながら本事業を実施しているため、圏域にあった事業をダイレクトに展開することができている。</p> |
| <p>その他</p>        |  |



|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
| 事業の区分             | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名               | 【NO.6 (医療分)】<br>重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備  | 【総事業費】<br>65,176 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                     |
| 事業の実施主体           | 和歌山県  |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の 40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる医療連携体制の整備が必要。</p> <p>アウトカム指標:平成 30 年度末までに医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合を増加(現状 40%弱→50%)</p>  |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業</li> <li>・各関係機関と連携を図り、重症心身障害児者等の在宅医療支援を整備する事業</li> </ul>  |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施</li> <li>・有田・日高圏域で重症心身障害児者等の在宅医療支援に関する検討会を設立</li> </ul>   |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    |   |                     |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合 36%<br/>観察できなかった</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>本事業の実施により、基幹病院から退院してくる重症児の情報交換、必要な社会資源の共通理解を各圏域内の関係機関と連携できるようになった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県内全域で、地域制を考慮した医療連携体制をとることができ、また、連絡会や合同研修による知識・スキルの向上がはかれた。</p> |                     |
| その他               | 今年度は、県内全域を網羅するネットワークの構築のため  |                     |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>めに各圏域の中核医療機関と連携を果たすことができた。<br/>来年度においては、各圏域の行政・教育・事業所等の参加を拡充させ、社会資源の有効活用を目指せるよう充実した検討会の実施を行うこととする。</p> |
|--|---|

|                   |  |                      |
|-------------------|--|----------------------|
| 事業の区分             | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                      |
| 事業名               | 【NO.7 (医療分)】<br>病診連携推進   | 【総事業費】<br>200,000 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                      |
| 事業の実施主体           | 医療機関   |                      |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>切れ目のない在宅医療提供体制を構築するためには、地域の診療所と病院が連携して患者の病状に応じた医療を提供するための環境整備が必要。</p> <p>アウトカム指標：・回復期病床 2,144 床増の 3,315 床確保 (2025 年)</p>  |                      |
| 事業の内容 (当初計画)      | <p>医診連携を通じた病床機能の連携を進めるために、在宅医療をバックアップする病院及びその病院と連携し在宅医療を実施する診療所に対して医療機器の整備を支援</p>  |                      |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養支援診療所：100 施設増</li> <li>・チームで在宅医療等を実施する地域密着型協力病院を県独自で 40 施設指定</li> </ul>  |                      |
| アウトプット指標 (達成値)    | <p>新たに在宅療養支援診療所となった施設及び地域密着型協力病院の指定を受けた施設に対し、医療機器整備の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに在宅療養支援診療所となった施設：3 施設</li> <li>・地域密着型協力病院の指定を受けた施設：9 施設</li> </ul>   |                      |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br/>回復期病床の増加 観察できなかった<br/>※平成 29 年度病床機能報告を活用し達成値を図る。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅医療の後方支援を行う病院を地域密着型協力病院として指定し、在宅医療総合相談窓口及び在宅医療を実施する診療所とのネットワークが構築されたことによって、患者が安心して在宅療養生活を行うことができる体制が整い始めた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>現に在宅医療に当たる診療所及びその後方支援を行う病院に対して医療機器の整備を支援することで、在宅医療提供体制の整備を効率的に推進することができた。</p> |                      |

|     |  |
|-----|--|
|     | なお、後方支援を行う地域密着型協力病院の指定には退院支援を行う専任職員の配置が必要であるため、本事業及び「退院支援看護師配置支援事業」を一体的に実施することで、効果的な在宅医療推進を図る。 |
| その他 |  |

|                   |  |                    |
|-------------------|--|--------------------|
| 事業の区分             | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名               | 【NO.8 (医療分)】<br>退院支援看護師配置支援  | 【総事業費】<br>1,800 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体           | 医療機関   |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>患者が安心して退院後の生活を送ることができる在宅医療体制を推進するためには、入院早期から退後の在宅療養生活を見据え、退院支援看護師等の専従スタッフによる患者家族への意思決定支援・自立支援を行う必要がある</p> <p>アウトカム指標：・退院支援に取り組む病院数<br/>(H27) 0 病院 → (H30) 40 病院</p>   |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | 看護職員に対する退院支援看護師の養成研修を実施する。(委託)   |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 退院支援看護師研修 受講者 40 名 (実人数)   |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | 退院支援・退院調整等の実際について、在宅医療・看護に関する専門的な知識を持った講師による研修を行った。研修受講者 40 名 (実人数)  |                    |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：退院支援に取り組む病院数の増加<br/>観察できなかった</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>入院早期から患者の退院後の在宅療養生活を見据えた退院支援を実施することができる病棟看護師の育成を図り、安心して在宅医療を受けることができる体制整備を進めることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県看護協会へ委託することにより、効率的に実施することができた。<br/>なお、後方支援を行う地域密着型協力病院の指定には退院支援を行う専任職員の配置が必要であるため、本事業及び「病診連携推進事業」を一体的に実施することで、効果的な在宅医療推進を図る。</p> |                    |

|                   |   |                 |
|-------------------|---|-----------------|
| 事業の区分             | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                 |
| 事業名               | 【NO.9 (医療分)】<br>在宅歯科医療推進 (普及啓発事業)   | 【総事業費】<br>68 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                 |
| 事業の実施主体           | 和歌山県歯科医師会   |                 |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                 |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>増加が見込まれる在宅患者や、多様化する在宅歯科医療のニーズに対応し、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅歯科にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：・口腔ケアの知識をもつ医療職等がいる施設数：平成 27 年度 5 施設→平成 28 年度 15 施設</p>  |                 |
| 事業の内容 (当初計画)      | <p>歯科検診や保健指導の機会が少ない、障害のある方に係る口腔ケアを始めとした在宅歯科医療知識の普及を目的に医療職等に対する研修を行う。</p>  |                 |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 目標受講者数 20 名   |                 |
| アウトプット指標 (達成値)    | 受講者数 14 名   |                 |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 口腔ケアの知識をもつ医療職等がいる施設数：平成 27 年度 5 施設→平成 28 年度 17 施設</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>障害者・高齢者に接する機会の多い専門職種に対し、歯科口腔ケアの必要性及び実践方法を伝えることにより、歯科口腔疾患予防に係るケアを実際の介護現場で実践するきっかけを作ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>日常的に障害者・高齢者の歯科治療を実施している団体に研修事業を実施してもらうことにより、障害者・高齢者の特性を的確に伝え、より実践的な研修会を実施することができる。</p> |                 |
| その他               |   |                 |

|                  |  |                  |
|------------------|--|------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                  |
| 事業名              | 【NO.10 (医療分)】<br>在宅介護者への歯科口腔保健推進   | 【総事業費】<br>456 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                  |
| 事業の実施主体          | 歯科医療機関   |                  |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>増加が見込まれる在宅患者や、多様化する在宅歯科医療のニーズに対応し、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：・居宅療養管理指導（歯科医師による、歯科衛生士による） 1,037 件（平成 26 年 9 月）→1,047 件（H28）</p>  |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | 在宅歯科診療所が、歯科検診の受検の機会が少ない在宅介護者の口腔の健康を維持するため、在宅介護者に口腔ケアなど歯科医療の知識・技術を普及するために必要な医療機器の整備に対し、補助を行う。   |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所 1 か所   |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | 口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所 1 か所   |                  |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：居宅療養管理指導（歯科医師による、歯科衛生士による） 1,037 件（平成 26 年 9 月）→1,047 件（H28）</p> <p>観察できなかった（医療施設調査は 3 年に一度で、前は平成 26 年度に実施のため、次回調査は平成 29 年度）</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅歯科診療における口腔ケアのための医療機器の購入支援により、在宅歯科医療の質の向上を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>在宅歯科診療をすでに行っている診療所への支援により、効率的に在宅歯科医療の質の向上を図ることができる。</p> |                  |
| その他              |  |                  |

|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.11 (医療分)】<br>地域医療支援センター運営  | 【総事業費】<br>18,317 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                     |
| 事業の実施主体           | 和歌山県 (和歌山県立医科大学)   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>医師の地域偏在・診療科偏在の解消を図り、県内において適切な医療サービスを供給できる体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：・県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 5 人(H28)→ 160 人(H38)</p>   |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保を行うため、地域医療支援センターの運営を行う。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 地域医療支援センターが支援する医学生及び県民医療枠・地域医療枠等卒業医師数 251 人 (H27) → 288 人 (H28)  |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | H28 地域医療枠等卒業医師数 H28 288 人  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標:H28 県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 5 人 観察できた 指標：0 人(H27)から 5 人(H28)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>本事業の実施により、県立医科大学の県民医療枠・地域医療枠学生及び卒業医師の地域医療マインドの育成や卒前・卒後のキャリア形成支援を行っており、上記の卒業医師が順次、地域の医療機関で勤務することにより、医師の地域偏在の解消が期待できる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県内唯一の医師養成機関であり、県内公的病院等に多数の医師を派遣している公立大学法人和歌山県立医科大学に業務を委託することにより、効率的な執行ができたと考えられる。</p> |                     |
| その他               |  |                     |



|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.12 (医療分)】<br>緊急時医師派遣・若手医師支援  | 【総事業費】<br>32,000 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                     |
| 事業の実施主体           | 和歌山県 (和歌山県立医科大学)   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 若手医師が地域でキャリア形成するためには、地域の医療機関における指導医不足の解消が必要。<br>アウトカム指標：・指導医配置等により地域でキャリア形成が可能になった若手医師数<br>5 人 (H28) → 80 人 (H32)  |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 緊急時の医師派遣体制を整備するとともに、地域の公立病院等へ指導医を派遣し、若手医師のキャリア形成支援を実施。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 医師不足医療機関への指導医の追加配置人数<br>H28 年度 4 医療機関に指導医を追加配置   |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | H28 年度 4 医療機関に指導医を追加配置<br>(配置医療機関) 有田市立病院、橋本市民病院、<br>国保すさみ病院、高野山総合診療所  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：指導医配置等により地域でキャリア形成が可能になった若手医師数 5 人<br>観察できた 指標 0 人 (H27) から 5 人 (H28)<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>医師不足地域では指導医が不足しており、若手医師がキャリアを積むことが困難であったが、本事業により、若手医師と指導医を医師不足医療機関にセットで派遣することによって、医師不足を解消するとともに、地域におけるキャリア形成支援体制を構築することができた。<br><br><b>(2) 事業の効率性</b><br>医師不足医療機関に対し、地域枠等の若手医師と指導医をセットで派遣することにより、若手医師のキャリア形成支援と地域の医師不足解消を一体的・効率的に実施することができたと考える。 |                     |
| その他               |  |                     |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.13 (医療分)】<br>遠隔医療推進事業  | 【総事業費】<br>3,139 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>へき地が多く、道路事情から救急搬送に時間を要する本県において、各医療圏に適切な救急医療の提供体制整備が必要であるとともに、高度な救急医療を提供する病院に軽傷な救急患者の救急搬送が集中する傾向を緩和し、各医療圏における適切な救急医療提供体制が必要となっている。</p> <p>アウトカム指標：・3次救急医療機関へ軽症患者の救急搬送割合（▲1割減）<br/>74.5%(H26)→64.5%(H30)</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 県内全てのへき地診療所と和歌山県医大、日赤、公的病院間で遠隔診療体制の構築に向けた仕組みを検討する。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・遠隔救急診療体制の参加医療機関数 7 医療機関   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | ・検討委員会の参加医療機関数 17 医療機関   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：・3次救急医療機関へ軽症患者の救急搬送割合（▲1割減）<br/>74.5%(H26)→64.5%(H30)</p> <p>観察できず<br/>※今後公表される統計データを元に達成値を評価</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>遠隔医療の活用について検討する場を設置し、公的病院及びへき地診療所の医師が集まり遠隔カンファレンス及び遠隔救急支援についてモデル実施したことにより、遠隔医療推進について同意を得ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>検討会を設置したことにより、翌年度以降において県内全域で同一仕様のシステム及び端末を配備する方向性を決定することができ、効率的に配備を進めていくことができる</p> |                    |

|     |  |
|-----|--|
| その他 | 翌年度以降からは、新たに協議会を設置し、遠隔医療の運営ルール及び費用負担などを決定し、県内全域に遠隔医療支援体制を構築していく。 |
|-----|--|

|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.14 (医療分)】<br>産科医等確保支援  | 【総事業費】<br>38,813 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                     |
| 事業の実施主体           | 医療機関   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。   |                     |
|                   | アウトカム指標：・県内公的病院産科医師数 7 名の増<br>(平成 28 年 4 月現在 54 名)   |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 分娩を取り扱う病院、診療所、助産所を対象に、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当の補助を行う。  |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 勤務が過酷な産科医療を担う医師の処遇改善を図ることで、産科医の確保を図る。<br>医師支援実施施設への補助数 23 ヶ所   |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | 医師支援実施施設への補助数 19 箇所  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：分娩取扱医療機関数：31 ヶ所 (H29. 4. 1)  |                     |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>過酷な勤務状況にある産科医療を担う医師及び助産師に対し、分娩手当等を支給することにより処遇改善を図ることができた。<br/>また、これを通じ、分娩施設及び産科医等の確保が図られている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> |                     |
| その他               |  |                     |

|                   |  |                    |
|-------------------|--|--------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名               | 【NO.15 (医療分)】<br>新生児医療担当医確保支援  | 【総事業費】<br>1,415 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                    |
| 事業の実施主体           | 医療機関   |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>晩婚化による高齢出産の増加や、低出生体重児等リスクの高い新生児の出生数増加に伴い、新生児担当医の負担が増加。</p> <p>新生児担当医の確保を図るため処遇改善に係る支援が必要</p> <p>アウトカム指標：・NICU設置病院の維持<br/>3 病院 (H27) →3 病院 (H28)</p>   |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | 勤務が過酷な新生児医療を担う医師の処遇改善を図ることで、新生児医療担当医の確保を図る。  |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | NICU設置病院への支援数：2 病院   |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | NICU設置病院への支援数：2 病院   |                    |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：NICU設置病院：3 病院 (H29)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>NICU (診療報酬の対象となるもの) 設置病院において、新生児医療に従事する医師に対し、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> |                    |
| その他               |  |                    |

|                   |   |                    |
|-------------------|---|--------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名               | 【NO.16 (医療分)】<br>産科医師確保対策   | 【総事業費】<br>3,020 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域   |                    |
| 事業の実施主体           | 和歌山県  |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標：・県内公的病院産科医師数 7 名の増<br/>(平成 28 年 4 月現在 54 名)</p>  |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | <p>県内公的病院で新たに分娩を取り扱う診療業務に従事しようとする医師 (臨床研修終了後の若手医師、県外の産婦人科医師) に対し、返還免除付きの研修資金又は研究資金の貸与や、本県産科医療を県内外に PR する。</p>   |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・研修・研究資金の貸与者 7 名  |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | <p>研修・研究資金の貸与者 0 名 (H28)</p> <p>※H29.4 申請者 2 名</p>  |                    |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：・県内公的病院産科医師数 57 名 (H29.4)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>研修・研究資金制度及び本県産科医療を県内外に PR したことにより、若手医師や県外からのベテラン医師を確保することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>WEB やチラシを用いることにより、県内外の研修医及び産婦人科医師に対し、幅広く本県産科医療の取組を周知することができた。</p> |                    |
| その他               |   |                    |

|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名               | 【NO.17 (医療分)】<br>女性医師等就労支援  | 【総事業費】<br>14,376 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域   |                     |
| 事業の実施主体           | 医療機関  |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 女性医師の割合が年々増加する中、出産・育児期に休職・離職を余儀なくされる場合も多く、女性医師が継続して就労を続けるための環境整備が必要。<br>アウトカム指標：・女性医師への支援実施医療機関数の維持<br>9 カ所 (H27) →9 ヶ所 (H28)                       |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備することで、女性医師の離職防止及び再就業の促進を図る。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 補助医療機関 9 カ所   |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | 補助医療機関 11 カ所  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：支援実施医療機関数：11 カ所<br><br>(1) 事業の有効性<br>医療機関において、仕事と家庭の両立ができる働きやすい就労環境を整えるため、宿日直の免除等の取り組みを行った結果、女性医師の離職防止につながった。<br><br>(2) 事業の効率性 |                     |
| その他               |   |                     |

|                   |  |                  |
|-------------------|--|------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名               | 【NO.18 (医療分)】<br>新人看護職員研修 (ナースセンター事業)  | 【総事業費】<br>184 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                  |
| 事業の実施主体           | 県  |                  |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。   |                  |
|                   | アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人  |                  |
| 事業の内容 (当初計画)      | ガイドラインに基づいた内容で新人看護職員研修を実施する。(委託)<br>・実地指導者研修   |                  |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・研修を受けた新人看護職員数 40 人 (実人数)  |                  |
| アウトプット指標 (達成値)    | ・研修受講人数 42 人 (実人数)   |                  |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増<br>観察できた → 従事者届による看護職員の実人数が 13,820 人 (H26) から 14,337 人 (H28 速報値) に増えた   |                  |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>新人看護職員実施指導者に対して、国のガイドラインに沿った内容となるよう研修することにより、新人看護職員の早期離職防止を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>研修場所を県看護研修センター1カ所とすることで、研修の実施が効率的に行われた。</p> |                  |
| その他               |  |                  |



|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名               | 【NO.19 (医療分)】<br>新人看護職員研修 (看護職員充足対策事業)  | 【総事業費】<br>29,502 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域   |                     |
| 事業の実施主体           | 病院、診療所  |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。  |                     |
|                   | アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 病院等において、新人看護職員に対し、国の定めるガイドラインに沿った研修を実施するための費用の補助を行う。  |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・研修を実施した医療機関 25 カ所<br>・研修を受けた新人看護職員数 300 人  |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | ・研修を実施した医療機関 26 カ所<br>・研修を受けた新人看護職員数 355 人  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増<br>観察できた → 従事者届による看護職員の実人数が 13,820 人 (H26) から 14,337 人 (H28 速報値) に増えた  |                     |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>新人看護職員に対する研修を実施し、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>各医療機関に補助することにより、新人看護職員に対する研修を効率良く実施することができた。</p> |                     |
| その他               |   |                     |

|                   |  |                  |
|-------------------|--|------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名               | 【NO.20 (医療分)】<br>看護教育・研修   | 【総事業費】<br>596 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                  |
| 事業の実施主体           | 県  |                  |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。</p> <p>アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増<br/>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人</p>  |                  |
| 事業の内容 (当初計画)      | 看護職員に対する看護教員研修、実習指導者講習会を実施する。(委託)  |                  |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護教員研修 受講者 100 名 (延べ人数)</li> <li>・実習指導者講習会 受講者 30 名 (実人数)</li> </ul>   |                  |
| アウトプット指標 (達成値)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護教員研修 受講者 123 名 (延べ人数)</li> <li>・実習指導者講習会 受講者 33 名 (実人数)</li> </ul>   |                  |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増<br/>観察できた → 従事者届による看護職員の実人数が<br/>13,820 人 (H26) から 14,337 人 (H28 速報値) に増えた</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>看護職員の養成力及び指導力強化により、社会のニーズに即応した質の高い看護の提供を図ることができ、国家試験合格率についても、全国平均を上回る合格率となった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>研修場所を県看護研修センター1カ所とすることで、研修の実施が効率的に行われた。</p> |                  |
| その他               |  |                  |

|                   |  |                  |
|-------------------|--|------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名               | 【NO.21 (医療分)】<br>看護職員機能強化 (Iターン・Uターン促進)  | 【総事業費】<br>408 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                  |
| 事業の実施主体           | 県  |                  |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。   |                  |
|                   | アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増 (H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                  |
| 事業の内容 (当初計画)      | 県外の看護学生、看護職員に県内医療機関の求人情報を提供し、県内就業 (Iターン・Uターン) の推進を図る。  |                  |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人情報を収集する県内医療機関数 50 施設</li> <li>・県外の看護学生等へのダイレクトメール数 250 人</li> </ul>  |                  |
| アウトプット指標 (達成値)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人情報を収集する県内医療機関数 68 施設</li> <li>・県外の看護学生等へのダイレクトメール数 308 人</li> </ul>  |                  |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増<br>観察できた → 従事者届による看護職員の実人数が 13,820 人 (H26) から 14,337 人 (H28 速報値) に増えた   |                  |
|                   | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>県内医療機関の求人情報を収集し、県外の看護学生、看護職員へダイレクトメールにより情報提供することにより、県内就業 (Iターン・Uターン) の推進を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県外へ進学及び就業する対象者から、県内の高等学校及び看護師等養成所を通じて、ダイレクトメールの送付に係る承諾書を効率的に取得することができた。</p> |                  |
| その他               |  |                  |

|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名               | 【NO.22 (医療分)】<br>看護職員養成強化対策   | 【総事業費】<br>73,654 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域   |                     |
| 事業の実施主体           | 看護師等養成所   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。  |                     |
|                   | アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 看護教育の充実及び運営の適正化を図るため、民間立の看護師等養成所の運営に対する補助を行う。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を行う看護師等養成所数 3 施設</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の生徒数 330 人 (総定員)</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の卒業者数 120 人 (定員)</li> </ul> |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を行う看護師等養成所数 3 施設</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の生徒数 352 人</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の卒業者数 104 人</li> </ul>            |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増<br>観察できた → 従事者届による看護職員の実人数が 13,820 人 (H26) から 14,337 人 (H28 速報値) に増えた  |                     |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>看護師等養成所の運営に対する補助を行い、看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>看護職員の養成力の強化及び充実を図ることにより、効率的に看護師を養成することができた。</p> |                     |
| その他               |   |                     |

|                   |   |                  |
|-------------------|---|------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                  |
| 事業名               | 【NO.23 (医療分)】<br>歯科衛生士の復職支援   | 【総事業費】<br>616 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                  |
| 事業の実施主体           | 和歌山県歯科医師会   |                  |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や在宅療養者の増加などにより、歯科医療ニーズの多様化や高度化に対応できる歯科衛生士が不足しており、その確保が必要である。  |                  |
|                   | アウトカム指標：・就業歯科衛生士数の増 885 人(平成 26 年)→989 人(平成 32 年)   |                  |
| 事業の内容 (当初計画)      | 潜在歯科衛生士に対する復職支援及び在宅歯科診療の研修の実施に対する補助を行う。   |                  |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 目標受講者数 30 名   |                  |
| アウトプット指標 (達成値)    | 受講者数 16 名   |                  |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：受講者の復職状況を来年度中に調査予定  |                  |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>歯科衛生士免許を持ちながら、その業務に就いていない者が、不安なく現場復帰できるように、知識・技能をアップデートできる場を設けた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>不足している歯科衛生士を、新規に免許を取得するよりも早期に補充でき、かつ、復職したい歯科衛生士免許保持者のニーズにも応えられる。</p> |                  |
| その他               |   |                  |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.24 (医療分)】<br>医師臨床研修マッチング対策   | 【総事業費】<br>1,071 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                    |
| 事業の実施主体          | 県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 研修医は将来の医療の担い手であることから、県内の臨床研修医を確保するため、魅力ある研修プログラム作りや PR が必要。  |                    |
|                  | アウトカム指標：・医師臨床研修医数（採用者数平均値）の維持 90 名（H26～H28）⇒90 名（H29）  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | より多くの臨床研修医を確保するため、医学生に対し県内臨床研修の P R を行う  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 医師臨床研修マッチング率の向上 86.2% → 90%  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | マッチング率 77.9%   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：平成 29 年度医師臨床研修医採用者数：85 名   |                    |
|                  | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>魅力ある研修プログラムや臨床研修病院を医学生に直接 P R したことで、県内の医師臨床研修マッチング率は全国上位に位置（マッチング率全国 14 位）</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県内すべての臨床研修病院が集結し、P R 事業を行ったことで、個々の病院だけでなく、県内全体の臨床研修医確保に取り組めた。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.25 (医療分)】<br>病院内保育所運営 (病院内保育所設置促進事業)   | 【総事業費】<br>85,339 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                     |
| 事業の実施主体           | 病院、診療所   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。   |                     |
|                   | アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増 (H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 医療機関に勤務する職員の乳幼児保育事業に対し、病院内保育所の運営費について補助を行う。  |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・補助を行う医療機関数 14 ヶ所<br>・補助を行う医療機関の保育児童数 210 名  |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | ・補助を行う医療機関数 13 ヶ所<br>・補助を行う医療機関の保育児童数 175 名  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増<br>観察できた → 従事者届による看護職員の実人数が 13,820 人 (H26) から 14,337 人 (H28 速報値) に増えた   |                     |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>病院内保育所の整備により、医療機関に勤務する職員の勤務環境改善し、離職防止を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>補助対象の医療機関の決算状況により調整率を設けて、効率的に補助することができた。</p> |                     |
| その他               |  |                     |

|                   |   |               |
|-------------------|---|---------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |               |
| 事業名               | 【NO.26 (医療分)】<br>病院内保育所施設整備 (病院内保育所設置<br>促進事業)  | 【総事業費】<br>0 円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |               |
| 事業の実施主体           | 医療機関  |               |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日  |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。  |               |
|                   | アウトカム指標：・従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |               |
| 事業の内容 (当初計画)      | 医療機関に勤務する職員の乳幼児保育事業に対し、病院内保育所の開設のための設備整備について補助を行う。  |               |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・補助を行う医療機関数 1ヶ所<br>・補助を行う医療機関の保育児童数 15名   |               |
| アウトプット指標 (達成値)    | 補助予定であった医療機関が辞退により実績無し  |               |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員の実人数の増  |               |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>病院内保育所の整備により、医療機関に勤務する職員の離職防止、離職期間の短縮、潜在看護職員等の再就職を図ることができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>毎年度、医療機関に対して事業実施要望の有無を確認し、効率的な実施を図っている。</p> |               |
| その他               |   |               |



|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.27 (医療分)】<br>あんしん子育て救急整備運営   | 【総事業費】<br>21,354 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 那賀、橋本、御坊、田辺の各地域  |                     |
| 事業の実施主体           | 病院   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 各保健医療圏において、小児科医の地域偏在という課題はあるが、小児 2 次救急医療体制の整備充実が必要。  |                     |
|                   | アウトカム指標：・小児 2 次救急医療体制を整備している保健医療圏の維持 4 医療圏 (H27) ⇒4 医療圏 (H28)  |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 2 次救急医療を担う病院に対して、休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整えるために必要な運営費の補助を行う。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・小児科医の当直体制を整備する 2 次救急医療機関への補助：4 医療機関   |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | 那賀・橋本・御坊・田辺の 4 病院に対し、休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整えるために必要な運営費の補助を実施  |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：小児 2 次救急医療体制を整備している保健医療圏の維持：4 医療圏 (H27) ⇒ 4 医療圏 (H28)<br>観察できた⇒指標に定めている 4 医療圏を維持することができた   |                     |
|                   | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整備することにより、2 次医療圏単位での小児救急医療体制の堅持につながり、県民が居住地の最寄りの病院で小児科専門医による診療を受ける体制整備を行うことができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>2 次医療圏単位で小児診療の拠点となる病院の運営を支援することにより、医師の負担を軽減しつつ、小児救急患者を効率的に診療することができた。</p> |                     |
| その他               |  |                     |

|                   |  |                    |
|-------------------|--|--------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名               | 【NO.28 (医療分)】<br>子ども救急相談ダイヤル (#8000)   | 【総事業費】<br>3,722 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                    |
| 事業の実施主体           | 県  |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>夜間休日に小児の軽症患者が高次医療機関へ集中し、病院勤務医に過重負担となっている。また、本来業務である 2 次 3 次救急医療の提供に支障が出る恐れがある。</p> <p>アウトカム指標:・2 次救急医療機関における救急患者数(入院を除く患者数)の減少<br/>15,845 人 (H27) ⇒15,845 人以下 (H28)</p>   |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | 子どもの急病に対する保護者の不安を緩和し、不要不急の救急受診を抑制するため、看護師・小児科医師による夜間休日の電話相談を 365 日体制で実施する (委託)。  |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ・年間相談件数 5845 件以上   |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | ・年間相談件数 6811 件 (暫定値)   |                    |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標: 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標:2 次救急医療機関における救急患者数 (入院を除く患者数)の減少<br/>15,845 人 (H27) ⇒15,845 人以下 (H28)</p> <p>※今後、救急患者数の調査を実施予定のため、現時点では観察不可。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>子ども救急相談ダイヤル (#8000) 事業を実施することにより、保護者の不安軽減と不要不急の救急受診の抑制、病院勤務医の負担軽減につなげることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県全体で上記事業の啓発物資を作成し、市町村の乳児家庭全戸訪問事業を通じて保護者に配布することにより、保護者への事業周知を効率的に行うことができ、相談電話の利用促進につなげることができた。</p> |                    |
| その他               |  |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.29 (医療分)】<br>産科医師当直応援事業  | 【総事業費】<br>3,520 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県立医科大学附属病院  |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 医大総合周産期母子医療センターの産科医の負担軽減と、高度医療を提供する周産期医療体制の堅持が必要。<br>アウトカム指標：・当直開業医の応援日数（医大産科医の年間当直回数の減少） 45 日（H27）⇒48 日（H28）  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 分娩の取扱をやめた開業医等が和歌山県立医科大学附属病院の当直を応援し、医大勤務医の当直の負担を軽減する。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・医大へ当直応援を行う開業医 4 名/月   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | ・医大へ当直応援を行う開業医 4 名/月   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：当直開業医の応援日数（医大産科医の年間当直回数の減少） 45 日（H27）⇒48 日（H28）<br>観察できた⇒開業医の当直応援日数が目標を達成し、医大産科医の負担軽減を図ることができた。（暫定）  |                    |
|                  | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>開業医が医大に当直応援することで、医大産科医の負担軽減につなげることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>総合周産期母子医療センターに対する当直応援を実施することにより、高度医療を提供する上記センターの診療体制強化を図り、県全体の周産期医療体制を堅持につなげることができた。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.30 (医療分)】<br>医療勤務環境改善推進  | 【総事業費】<br>1,330 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域  |                    |
| 事業の実施主体          | 県（県病院協会）   |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 医療機関の勤務環境改善を通じ医療従事者の定着を図り、県内において適切な医療サービスを提供するため、医療従事者の確保が必要。  |                    |
|                  | アウトカム指標：・急性期（0.601 人／床、H27 病床機能報告）と回復期（0.559 人／床、H27 病床機能報告）の病床 1 床あたり看護職員数の維持   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療機関内での勤務環境整備を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関のニーズに応じた支援を実施するための医療勤務環境改善支援センターを運営する。（委託）  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・専門家派遣回数：2 回<br>・研修会開催回数：1 回   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | ・専門家派遣回数：0 回<br>・研修会開催回数：1 回   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：H27 病床 1 床あたり看護職員数の維持<br>急性期 0.601 人（H27）→ 0.616 人（H28）<br>回復期 0.559 人（H27）→ 0.584 人（H28）<br>僅かながら看護職員数が増加した。  |                    |
|                  | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。また、様々な機会を捉えて周知に努めており、県内の医療機関でもその必要性について認識を深めつつある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>労働局が実施する医療労務管理相談コーナーをセンター内に設置し、ほとんどの県内病院が加入する県病院協会に事業を委託することで効率的な執行ができたと考える。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

### (事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

|                  |   |                |
|------------------|---|----------------|
| 事業の区分            | 3. 介護施設等の整備に関する事業   |                |
| 事業名              | 【NO.1 (介護分)】<br>和歌山県介護施設等整備事業   | 【総事業費】<br>一 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                |
| 事業の実施主体          | 市町村、法人  |                |
| 事業の期間            | 平成28年4月1日～平成29年3月31日<br>■継続 / □終了   |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。   |                |
|                  | アウトカム指標：介護サービスの改善が行われた床数 185床   |                |
| 事業の内容（当初計画）      | 介護サービスの改善を図るため、既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対して支援を行う。   |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 改修床数 185床   |                |
| アウトプット指標（達成値）    | <平成28年度><br>・改修床数 237床  |                |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>観察できなかった（事業を継続実施中であるため。）   |                |
|                  | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>多床室を仕切ることで入所者のプライバシーが確保され、周囲の人を気にせず、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県が改修基準を作成し、事業者に周知したことにより、整備において、効率的に、高齢者が安全かつ円滑に利用するための質を確保することができた。</p> |                |
| その他              |   |                |

## (事業区分 5 : 介護従事者の確保に関する事業)

|                   |  |                    |
|-------------------|--|--------------------|
| 事業の区分             | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名               | 【No. 2 (介護分)】<br>介護人材マッチング機能強化事業 (参入促進)  | 【総事業費】<br>4,631 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体           | 和歌山県 (県社会福祉協議会へ委託)   |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差 (2,292 人) の縮小  |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進のために、学校訪問や福祉の仕事出張講座、その他広報啓発を実施。   |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 学校訪問件数 100 校<br>福祉の仕事出張講座開催数 50 校<br>学生向けパンフレット 10,000 部配布<br>県内高校出身者向けDM発送 5,200 部  |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | <平成 28 年度><br>学校訪問件数 205 校<br>福祉の仕事出張講座開催数 16 校<br>学生向けパンフレット 10,000 部配布<br>県内高校出身者向けDM発送 5,200 部  |                    |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br>(1) 事業の有効性<br>地域住民や学校の生徒に対して、介護や介護の仕事について理解してもらうことは、求職者増に繋がり、より多くの介護人材を確保することができる。<br><br>(2) 事業の効率性<br>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事 |                    |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>業が実施できている。</p> <p>また福祉人材センター実施事業がより実効的に機能するための介護人材確保に係るテーマ別検討会を開催し、関係事業所の意見等を反映するなど事業を効率的に行うことができた。</p> |
| その他 |  |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【No.3 (介護分)】<br>介護人材マッチング機能強化事業（職場体験）   | 【総事業費】<br>1,800 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県（県社会福祉協議会へ委託）   |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差（2,292 人）の縮小   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした福祉・介護の職場体験の機会を提供  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 職場体験受入人数 45 人<br>うち福祉分野への就職者数 15 人  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <平成 28 年度><br>職場体験受入人数 96 人<br>うち福祉分野への就職者数 25 人  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした福祉・介護の職場体験の機会を提供することで、介護職場への就職を促進することができる。<br>また、実際に福祉・介護の職場を体験して就職することで、離職率の低下につながり、介護人材の定着を図ることができる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できている。<br>また、受入事業所と、連絡を密にして体験希望者を受入れることで、事業を効率的に行うことができた。 |                    |
| その他              |   |                    |



|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO. 4】<br>介護人材確保対策事業   | 【総事業費】<br>13,820 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                     |
| 事業の実施主体          | 和歌山県  |                     |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差（2,292 人）の縮小   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 県内の高等学校の学生や、介護職場へ新たに参入した者が、介護に関する基礎的な知識と技術を習得する機会を提供。<br>①施設・事業所関連の団体等及び高等学校と連携し、就職を希望する高校生に対し、介護資格（介護職員初任者研修課程）取得を支援。<br>②介護施設等で就労（3 年以内）している介護職員等で介護資格を保有していないものに対しての資格取得を支援。   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 資格取得者数<br>高校生 200 人 介護職員 200 人  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | <平成 28 年度><br>資格取得者数<br>高校生 128 人 介護職員 42 人   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>就職を希望する県内の高等学校の生徒や、介護現場へ新規参入した介護に関する資格を持たない者を対象に初任者研修を修了する機会を創出することにより、人材の介護現場へ新規参入と定着を促進した。<br><br><b>(2) 事業の効率性</b><br>指定研修事業者と高等学校・介護事業所法人が連携して初任者研修を行うことで、研修の実施を効率的にすることができた。 |                     |
| その他              |   |                     |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【No.5 (介護分)】<br>福祉・介護人材マッチング機能強化事業(人材マッチング)  | 【総事業費】<br>30,242 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                     |
| 事業の実施主体          | 和歌山県（県社会福祉協議会へ委託）  |                     |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差(2,292 人)の縮小  |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 和歌山県福祉人材センターに専門員を配置し、合同就職説明会の開催や求人情報の提供等を実施（大規模 4 回、小規模 9 回）<br>介護事業所実態調査の実施   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 合同就職説明会<br>来場者数 950 人（大規模 500 人、小規模 450 人）<br>就職者数 67 人（大規模 52 人、小規模 15 人）<br>福祉人材センターによる就職マッチング 170 人   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | <平成 28 年度><br>合同就職説明会<br>来場者数 577 人（大規模 465 人、小規模 112 人）<br>就職者数 71 人（大規模 62 人、小規模 9 人）<br>福祉人材センターによる就職マッチング 96 人   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>キャリア専門員を配置し、きめ細やかな支援を行うとともに、介護事業所と求職者の面談の場を提供することで、より多くの介護人材を確保することができる<br>また、合同就職説明会を開催することによって、学生や求職者等の情報交換・面接等がより効果的に実施できる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福 |                     |

|     |  |
|-----|--|
|     | 社人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できている。合同就職説明会の開催方法については、開催場所等についてより効果的な実施方法を検討していく必要がある。 |
| その他 |  |

|                   |   |                  |
|-------------------|---|------------------|
| 事業の区分             | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                  |
| 事業名               | 【No.6 (介護分)】<br>福祉・介護人材マッチング機能強化事業(キャリアアップ)   | 【総事業費】<br>562 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                  |
| 事業の実施主体           | 和歌山県 (県社会福祉協議会へ委託)  |                  |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差(2,292 人)の縮小   |                  |
| 事業の内容 (当初計画)      | 国家資格取得等のための勉強会を開催 (年 43 回)<br>(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員など)   |                  |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 参加者のべ 860 人 (43 回開催)<br>国家資格取得者数 20 人   |                  |
| アウトプット指標 (達成値)    | 参加者のべ 860 人 (43 回開催)<br>国家資格取得者数 2 人  |                  |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>国家資格取得を支援することで、介護人材の質の確保を図るとともに、資格取得により介護事業所における当該職員の処遇改善等につなげることができるため、介護人材の定着を図ることができる。<br><br><b>(2) 事業の効率性</b><br>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できている。 |                  |
| その他               |   |                  |

|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO. 7 (介護分)】<br>介護人材キャリアアップ研修事業   | 【総事業費】<br>47,944 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                     |
| 事業の実施主体           | 和歌山県   |                     |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差 (2,292 人) の縮小  |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | <p>①介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを施設内において、より安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。<br/>介護職員等がたんの吸引等を実施するための必要な研修における指導者養成及び資質の向上を図るための研修を実施。</p> <p>②中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となる知識を習得させる研修及びサービス提供責任者など介護サービス従事者を対象に必要な知識と技術を習得させる研修を実施。</p> <p>③介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現のため、介護支援専門員資質向上研修を体系的に実施する。</p> |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <p>①喀痰吸引等研修の実施による<br/>認定特定行為従事者の養成 170 人<br/>喀痰吸引等研修における指導者の養成 70 人</p> <p>②専門職員初級研修 120 人<br/>介護リーダー研修 140 人<br/>介護専門職員テーマ別研修 550 人<br/>サービス提供責任者研修 100 人</p> <p>③介護支援専門員実務研修受講者 330 人<br/>介護支援専門員更新研修 (実務未経験者) 及び再研修受講者 130 人<br/>介護支援専門員専門研修課程 I</p>  |                     |

|               |   |
|---------------|---|
|               | 及び更新研修（専門Ⅰ相当） 190人<br>介護支援専門員専門研修課程Ⅱ<br>及び更新研修（専門Ⅱ相当） 470人<br>主任介護支援専門員更新研修受講者 100人   |
| アウトプット指標（達成値） | <平成28年度><br>①喀痰吸引等研修の実施による<br>認定特定行為従事者の養成 92人<br>喀痰吸引等研修における指導者の養成 34人<br>②専門職員初級研修 117人<br>介護リーダー研修 63人<br>介護専門職員テーマ別研修 422人<br>サービス提供責任者研修 97人<br>③介護支援専門員実務研修受講者 117人<br>介護支援専門員更新研修（実務未経験者）<br>及び再研修受講者 79人<br>介護支援専門員専門研修課程Ⅰ<br>及び更新研修（専門Ⅰ相当） 143人<br>介護支援専門員専門研修課程Ⅱ<br>及び更新研修（専門Ⅱ相当） 263人<br>主任介護支援専門員更新研修受講者 44人  |
| 事業の有効性・効率性    | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>平成29年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>①本事業の実施により、喀痰吸引等を安全に提供することができる介護職員を養成し、資質の向上につなげる。<br>②介護職員を対象に研修を行い、高齢者介護のチームづくり及び地域組織づくりリーダーの養成を図る。<br>③④⑤地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う介護支援専門員について、体系的に研修を実施することにより、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることは、適切なケアマネジメントの実現のために重要である。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>①県内複数箇所で研修を実施することで、喀痰吸引等を安全に提供することができる介護職員の養成を効果的に実施できた。特に、演習において、指導看護師と介護職員が一緒に喀痰吸引等の手技の確認をすることで、より効果的な |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>研修になっている。</p> <p>②介護職員の経験に合わせた階層別研修や、介護職員が日々の業務において直面する問題を取り扱ったテーマ別研修など、受講者ごとに必要な研修を行うことで、介護職員の資質向上を効率的に行うことができた。</p> <p>③④⑤同一カリキュラムの研修については合同開催とした。また、各月の研修日程を4日程度に抑えることにより受講者にとって参加しやすくなった。</p> |
| その他 |  |

|                   |   |                    |
|-------------------|---|--------------------|
| 事業の区分             | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名               | 【No. 8 (介護分)】<br>福祉・介護人材マッチング機能強化事業(潜在的有資格者の再就職促進)  | 【総事業費】<br>1,863 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                    |
| 事業の実施主体           | 和歌山県 (県社会福祉協議会へ委託)  |                    |
| 事業の期間             | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差(2,292 人)の縮小   |                    |
| 事業の内容 (当初計画)      | 潜在的有資格者に対する情報提供、研修などを実施<br>情報提供回数 年 4 回<br>研修実施回数 4 回   |                    |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 情報提供希望者数 1,236 人<br>研修参加者 70 人<br>再就職者数 5 人   |                    |
| アウトプット指標 (達成値)    | 情報提供希望者数 1,207 人<br>研修参加者 63 人<br>再就職者数 10 人  |                    |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><b>(1) 事業の有効性</b><br>離職した介護人材へ情報提供や、研修を実施することで、介護事業所としては、即戦力を確保することができ、離職者としては、よりきめ細やかな介護事業所の情報を得ることができるため、介護人材の確保につなげることができる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できている。 |                    |
| その他               |   |                    |



|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO. 9】<br>認知症支援人材育成研修事業  | 【総事業費】<br>7,071 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差(2,292 人)の縮小   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | ①認知症サポート医の養成、認知症サポート医のフォローアップ研修、かかりつけ医及び病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修、歯科医師及び薬剤師向けの認知症対応力向上研修の実施。<br>②認知症初期集中支援チーム員（医師を除く）及び認知症地域支援推進員が、必要な知識や技術を修得するための研修の受講支援。<br>③認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護の指導的立場にある者や介護実践者、サービス事業の管理的立場または、代表的立場にある者に対して、必要な知識や技術を修得させる研修を実施。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ①認知症サポート医 5 人養成<br>かかりつけ医研修 1 回開催（30 人程度）<br>フォローアップ研修 1 回開催（30 人程度）<br>一般病院勤務の医療従事者向け研修 4 回開催（320 人程度）<br>歯科医師向け研修(100 人程度)、薬剤師向け研修(100 人程度)<br>②全ての市町村において、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を配置する。<br>③認知症介護サービス事業開設者研修 20 人<br>認知症対応型サービス事業管理者研修 100 人<br>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 30 人<br>認知症介護指導者養成研修（フォローアップ研修）2 人<br>認知症介護指導者スキルアップ事業 50 人×2 回 |                    |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>アウトプット指標（達成値）</p> | <p>①認知症サポート医 5人養成<br/> かかりつけ医研修 1回開催（14人受講）<br/> フォローアップ研修 1回開催（119人受講）<br/> 一般病院勤務の医療従事者向け研修 2回開催（204人受講）<br/> 歯科医師向け研修(88人受講)<br/> 薬剤師向け研修(136人受講)<br/> 看護職員向け研修(43人受講)</p> <p>②4市1町が認知症初期集中支援チームを、27市町が認知症地域支援推進員をそれぞれ設置済み。</p> <p>③認知症介護サービス事業開設者研修 4人<br/> 認知症対応型サービス事業管理者研修 63人<br/> 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 18人<br/> 認知症介護指導者養成研修（フォローアップ研修）2人<br/> 認知症介護指導者スキルアップ事業 36人</p>  |
| <p>事業の有効性・効率性</p>    | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/> 平成29年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>①認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援やその家族を支援する相談業務を行うことや、専門医による鑑別診断を踏まえて観察・評価を行うための「初期集中支援チーム」を設置することにより、早期診断・早期発見に向けた支援体制を構築することができる。</p> <p>②サポート医の養成やかかりつけ医・病院勤務の医師・看護師に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本的な知識や医療と介護の連携の重要性等習得に係る研修を実施することにより、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制を構築することや、病院における認知症の方への支援体制の強化を図ることができる。</p> <p>③認知症高齢者の増加が見込まれていることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者が、適切な認知症介護に関する知識・技術を修得することで、介護サービスの質の確保を図ることができる。</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>①地域支援推進員の配置や支援チームを結成するにあたり必要な研修を行うことにより、効率的な研修を実施できた。</p> <p>②サポート医、かかりつけ医、病院勤務の医師・看護師、歯科医師、薬剤師及び看護職員、それぞれに対して必要な研修を行うにあたり関係団体に事業を委託することにより、効率的な研修を実施できた。</p> <p>③過去に研修実施実績があり、研修実施のノウハウがある団体へ委託することで効率的な実施をすることができた。また、認知症介護サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、研修の受講要件である認知症介護実践者研修の終了後に、研修を実施することで効果的に実施することができた。</p> |
| その他 |  |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO. 10】<br>地域包括支援センター機能強化事業  | 【総事業費】<br>3,500 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において安心して生活できる体制の構築を図る<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員受給差（2,292 人）の縮小   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 地域包括支援センターの効果的・効率的な運営や地域ケア会議の効果的な実施のため、市町村及び地域包括支援センターで開催される地域ケア個別会議に専門職を派遣し助言を行う。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 市町村における自立支援型地域ケア個別会議の開催   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 3 市町において自立支援型の地域ケア個別会議の開催を開始した。   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>市町村単独では困難な自立支援型の地域ケア個別会議で助言を行う専門職（理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士等）を県で確保し派遣することで市町村における自立支援型の地域ケア個別会議の開催立ち上げをスムーズに行うことができる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>市町村からの派遣要請に対し専門職団体（各支部）を通じて派遣調整する窓口を県で一本することにより、県内すべての市町村に専門職を派遣する体制をとることができる。<br>助言ができる専門職を育成することで、この派遣体制をさらに強化することができる。 |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO. 11】<br>医療と介護の連携強化事業   | 【総事業費】<br>3,502 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において安心して生活できる体制の構築を図る<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員受給差（2,292 人）の縮小  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 各保健所がコーディネーターとなり、医療と介護の連携における地域の課題に取り組む。<br>①医療と介護の連携推進会議等<br>各圏域に会議や研修会等を実施するとともに、市町村の在宅医療・介護連携の推進を支援する。<br>②退院調整ルール策定協議<br>圏域単位で病院とケアマネが協議を行い、統一的な入・退院時の連携ルールの策定を行うとともに、策定済みの圏域ではルールのメンテナンス協議を行う。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 医療・介護関係機関の緊密なネットワークを構築し、要介護者及び家族の安心を確保する。  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | ①全保健所（8 保健所）において、地域の課題に対応するための医療や介護の関係機関者等をメンバーとした連携推進会議を設け、全構成メンバーによる会議や研修会、専門部会ごとの研修会、実態調査等を実施。<br>連携推進会議の主な構成メンバー：市町村、地域包括支援センター、医師会、病院（医師、看護師等）、施設及び在宅介護サービス事業所等<br>・海南保健所<br>地域包括ケア研修会 1 回<br>嚥下食検討会 1 回<br>・岩出保健所<br>全体の連携推進会議 2 回開催<br>病院部会、介護保険施設部会、訪問看護部会等 7 種の部会で各 3～5 回の研修会等を開催<br>・橋本保健所<br>全体の連携推進会議を 3 回開催 |                    |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>認知症対策、摂食・嚥下、地域包括支援センターの運営に関する研修会各1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯浅保健所<br/>地域包括ケアに関する研修会2回<br/>摂食・嚥下に関する研修会1回</li> <li>・御坊保健所<br/>連携推進会議3回開催</li> <li>・田辺保健所<br/>連携推進会議1回開催<br/>ICT研修会1回開催<br/>看取りに関する実態調査</li> <li>・新宮保健所<br/>看取りに関する研修会等2回<br/>看取りに関する実態調査</li> <li>・新宮保健所串本支所<br/>連携推進会議1回</li> </ul> <p>②県内すべての圏域(7圏域)で病院とケアマネが協議を重ね、退院調整ルールを策定した。すでに策定済みであった圏域では策定した退院調整ルールのメンテナンス協議を行った。</p>   |
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>平成29年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>①②市町村によって病院や介護保険施設等の社会資源の整備状況が異なるため、市町村単独では困難な連携推進に関する課題について、保健所(圏域)単位での広域の連携推進に取り組むことで保健所単位で管轄内の市町村が社会資源の整備状況に関わらず同じレベルで連携の強化を図ることができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>①保健所単位の医療・介護の関係者による協議会で検討することにより、地域で優先的に取り組むべき連携上の課題の共有や抽出、対応策の検討と実行をスムーズに行うことができる。</p> <p>②保健所管轄内にある複数の医療機関や介護サービス事業所等が患者(利用者)引き継ぎに用いる独自のルール等が複数混在しているという状況があり、保健所がコーディネ</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>ーターとなり、保健所単位でルールを統一することで医療、介護双方の関係者間の患者（利用者）の情報の共有や引き継ぎを円滑に行うことができるようになる。このことから患者（利用者）が円滑に効率よく入院生活及び在宅生活に移行することができることで、入退院を繰り返す等の事態が発生することを防ぐことにもつながり、医療及び介護の保険制度への影響も抑えることができる。</p> |
| その他 |   |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【No. 12 (介護分)】<br>福祉・介護人材マッチング機能強化事業(定着促進)   | 【総事業費】<br>1,855 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体          | 和歌山県（県社会福祉協議会へ委託）  |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br>■継続 / □終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。<br>アウトカム指標：平成 29 年度末における介護職員需給差（2,292 人）の縮小  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 福祉事業所の職場環境に関する訪問相談や経営者向けセミナー等を実施<br>セミナー実施回数 5 回<br>テーマ案 効果的な求人方法、執務環境改善など   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 事業所訪問件数 のべ 100 件<br>経営者セミナー参加者 150 人<br>（他、研修参加法人の効果測定を実施予定）   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <平成 28 年度><br>事業所訪問件数 のべ 124 件<br>経営者セミナー参加者 127 人<br>研修参加法人へアンケートにより効果測定を実施した。  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 29 年度中に厚生労働省より介護人材需給推計が算出されるため、その結果に基づき、評価を行う。<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>介護事業所の職場環境を改善し、より働きやすい環境にすることによって、介護人材の離職の防止を図ることができ、介護人材の確保につなげることができる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できている。<br>また、実施に際しては事業所や経営者と連絡を密にし、効率的に行うことができた。 |                    |
| その他              |  |                    |